

小樽・北しりべし消費者被害防止 ネットワークニュース No. 26

(事務局) 小樽消費者協会

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

☎ (0134) 31-3682 FAX (0134) 23-7978

小樽市役所別館5階

E-mail: otaru-syohisha@hokkaidou.me

小樽・北しりべし消費者センター内

みんなの力で見守りましょう！ 高齢者も若者も！！

4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わりました。

18歳、19歳の若者は自らの意思で自由に契約ができるようになる半面、未成年者の取り消し権が行使できなくなるため、消費者トラブルに巻き込まれることが心配されています。

また、**新手の還付金詐欺が多数発生しています。**

自治体職員などを名乗り「還付金がある」などと言い、口座の情報を聞き出してインターネットバンキングに登録させ、気づかぬうちに自分の口座から他人の口座に、現金の振り込みをさせる手口です。ATMに出向かなくても、お金を騙しとられてしまうという新手の手口です。

一方で、地域の郵便局や金融機関、コンビニエンスストアやドラッグストアの協力で、特殊詐欺被害が未然に防止されたとの報道もあります。ネットワークのみなさまにおかれましても、引き続き地域の方々の見守りや、注意喚起等の活動をよろしくお願いいたします。

注意・啓発等に利用できるチラシがありますので、ご希望の方は小樽消費者協会までご連絡下さい。



令和4年度 小樽・北しりべし消費者被害防止ネットワーク定例会議

8月3日(水) 13:30~15:30 小樽市役所消防庁舎6階講堂

テーマ:「インターネット—こんな相談ありました—高齢者編・若者編」

国民生活センターより配信されています、見守り情報を送付します。
特殊詐欺被害や訪問販売トラブルの他にも、迷惑勧誘や消費者として困った事、
分からない事など、遠慮なくご相談ください。

小樽・北しりべし消費者センター 0134-23-7851
消費者ホットライン 188 北海道警察本部 相談センター #9110

見守り 新鮮情報

「置き配」での トラブルに注意

事例1 通販サイトに本などを注文した。
数日前、置き配での配達完了
メールが来たが、商品は届いていない。
添付されていた玄関の写真も我が
家のもものではなかった。
(70歳代 女性)

事例2 ネット通販でCDを
注文した。置き配
を希望したつもりはないが、
玄関前に置かれたようで、配達
された写真をサイトで確認した。
しかし、数時間放置されていた
ため盗まれたようで、
商品を受け取っていない。
(70歳代 男性)



ひとこと助言



- 玄関先などの指定した場所に置くことで配達を完了する「置き配」は、ネット通販を中心に、急速に普及していますが、誤配、盗難などのリスクもあります。メリットとデメリットを理解して利用しましょう。
- ネット通販で商品を注文する際に、初期設定が置き配になっている場合があります。意図せず置き配を選択していないか、注文前に確認しましょう。
- 置き配を利用する場合は、注文前に利用規約をよく読み、誤配、盗難などのリスクを理解し、トラブルの際の補償、連絡先を把握しておきましょう。
- 宅配業者からの配達完了通知などで到着を確認したら、早めに引き取りましょう。置き配用の宅配ボックスや宅配バッグなどを利用するのもよいでしょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第422号 (2022年6月14日) 発行：独立行政法人国民生活センター

見守り 新鮮情報

事例1 自宅から遠く、自分も入るつもりは
ないので、墓じまいを寺に申し出た
ところ、300万円ほどの高額な離壇料を
要求され困惑している。払えないと言うと
ローンを組めると言われた。
(80歳代 女性)

事例2 跡継ぎが
いないので
お寺に離壇したいと
相談したところ、
過去帳に8人の名前
が載っているので、
700万円かかると
言われた。不当に
高いと思う。
(70歳代 女性)



墓じまい 離壇料に関する トラブルに注意

ひとこと助言



- 今あるお墓を片付け、寺など墓地の管理者に返還する墓じまいの際に、高額なお布施(檀家をやめるときに寺へのお礼として慣習的に支払う、いわゆる「離壇料」等)を要求されたという相談が寄せられています。
- 離壇料に明確な基準はなく、金額に納得がいかない場合は、基本的には寺などと話し合うこととなります。
- 墓じまいは勝手にはできず、寺などが発行する「埋葬証明書」などが必要です。家族や親族などを交えるなどして、よく話し合しましょう。
- 分からないことがあれば、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第424号 (2022年6月28日) 発行：独立行政法人国民生活センター